

---

## 第6章

# 生物多様性保全の目標

岩倉市生物多様性地域戦略

---

## 第6章 生物多様性保全の目標 岩倉市生物多様性地域戦略

この章を「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略として位置づけ、本市における自然との共生と生物多様性の保全の目標を示すとともに、達成に向けた取組を推進していきます。

### 1 生物多様性の重要性

#### (1) 生物多様性、生態系とは

生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」をいいます。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、多様な生きものが生まれました。名前が付けられている生きものが約175万種、未知のものも含めると、3,000万種ともいわれています。

これらの生命は、それぞれに個性があり、関わり合い支え合って生きています。そして、これらの生きものたちと、生きものたちが生息する自然環境をあわせて「生態系」といいます。

植物が光合成で養分をつくり、その植物を動物が食べる。動物が死ぬと微生物が分解し、その養分を植物が取り入れる。このように、生きものがそれぞれの役割を担っています。地球温暖化の影響や人間活動により、ある特定の生きものが出現・増加したり、これまでいた生きものが減少・絶滅したりして生態系に乱れが生じると、他の生きもの全体に影響が出てしまうことになります。

生物多様性は、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があるとされています。

#### 生態系の多様性

海、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの自然がそれぞれの地域に形成されていること。

#### 種の多様性

いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育していること。

#### 遺伝子の多様性

同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあること。例えば、アサリの貝殻やナミテントウの模様はさまざまですが、これは遺伝子の違いによるものです。



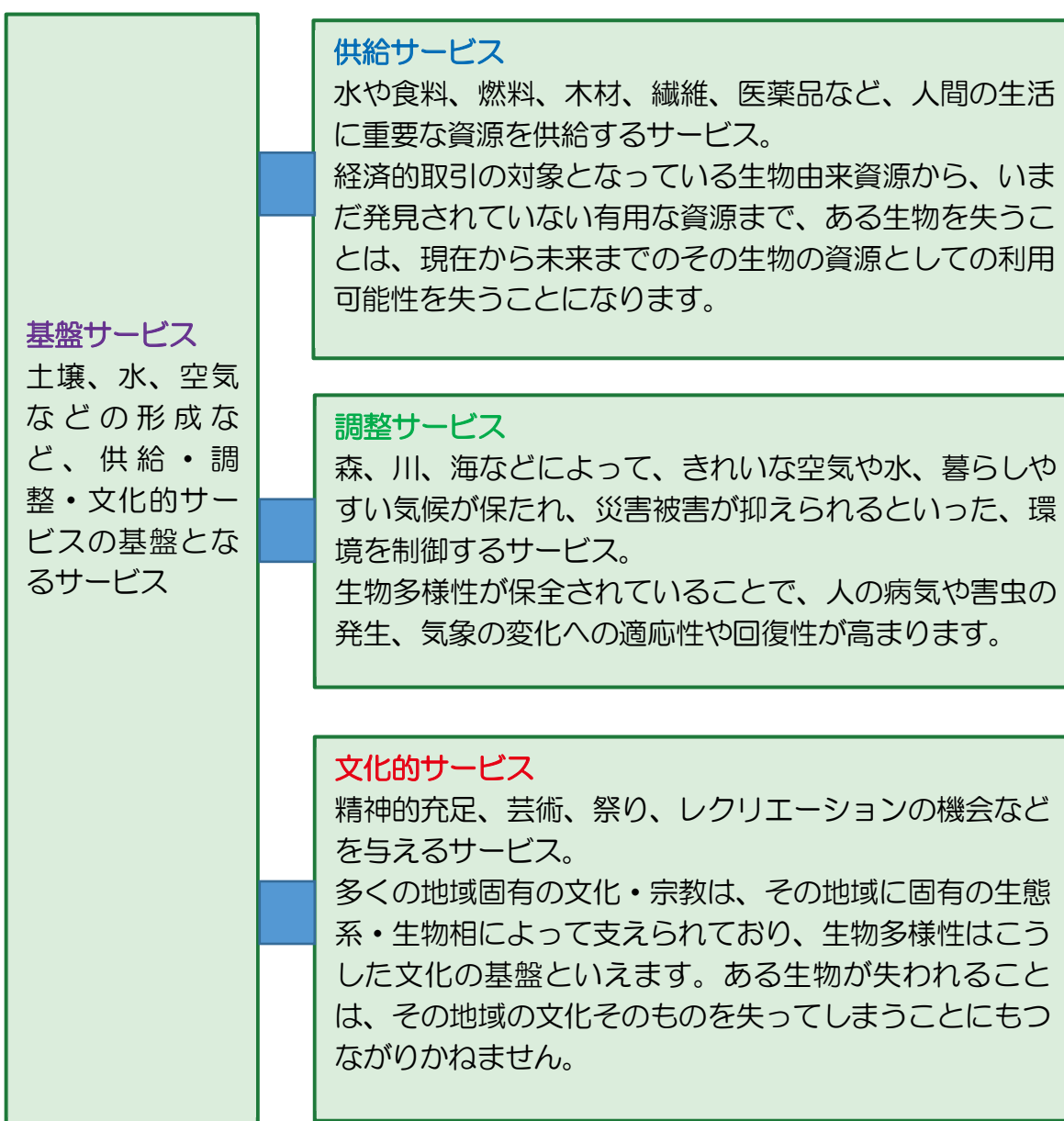
▲同じナミテントウでも模様はさまざま

## (2) 生物多様性がもたらす生態系サービス

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わり合う生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。生態系サービスは、「基盤サービス」、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」の4つに分類され、その価値は市場で取引されるもの以外は見えにくくなっていますが、生態系サービスが有する価値を評価して、その価値を可視化しようとする取組が進みつつあります。

こうした生態系サービスを提供する生態系、生物多様性や自然資源といった自然の恵みを持続的に利用できるようにするために保全していく必要があります。

### <4つの生態系サービス>



### (3) 生物多様性の重要性

生物多様性がもたらすのは、暮らしに欠かせない水や食料、燃料、木材、繊維、医薬品をはじめとするさまざまな恵みです。生物多様性が保全された豊かな自然が、私たちのいのちと暮らしを支えています。



自然のめぐみ  
(出典) 環境省

#### 【コラム】バイオミミクリー

自然界の形態や機能を模倣したり、そこからヒントを得たりすることで、さまざまな問題の解決や、画期的な技術革新につながる場合があります。これを生きものの真似という意味から「バイオミミクリー」といいます。



(出典) 環境省



#### (4) 生物多様性が直面する4つの危機

日本国内の生物多様性を脅かす要因はさまざまですが、大きく分けて「4つの危機」に分類されます。

##### 第1の危機（開発など人間の過剰な活動による危機）

無秩序な開発を含む土地や河川、海の利用の変化や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少といった危機です。

##### 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

第1の危機とは逆に、耕作が放棄された農地など自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる危機です。

##### 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

外来種の侵入や化学物質などによる汚染など、生態系の質の低下による危機です。

##### 第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化や降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性雨など地球環境の変化による危機です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第6次評価報告書において、「人為起源の気候変動により、自然の気候変動の範囲を超えて、自然や人間に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしている」と評価されています。

#### 【コラム】自然生態園の昆虫に温暖化の影響が！

昆虫は変温動物であり、気温の影響を受けやすい生物であるため、地球温暖化による影響が比較的早く現れるといわれています。中でも、南方系のチョウが温暖化によって日本を北上しているといわれています。

自然生態園で見られる南方系のチョウの代表がナガサキアゲハです。平成18年から観察されています。このチョウは、アゲハチョウより大型の黒いチョウで、園内をひらひらと優雅に飛んでいる姿がよく見られます。

その他にも、ムラサキツバメ（令和元年）、ムラサキシジミ（平成14年～）、クロコノマチョウ（平成15年～）、モンキアゲハ（平成16年～）、ツマグロヒョウモン（開園当初から。東海地方は平成に入ってから生息が確認）が観察されています。

（P84 図表 6-4-2 参照）



▲ナガサキアゲハ



▲ムラサキシジミ



▲ツマグロヒョウモン

(5) 生物多様性を取り巻く社会の動き

図表 6-1-1 生物多様性に関する国内外の動向

※赤字は岩倉市の動向

年	国際動向	国内動向
1971 (昭 46) 1972 (昭 47)	「ラムサール条約」採択	岩倉市市制施行 環境保全都市宣言 「岩倉市環境保全に関する基本条例」制定 「自然環境保全法」制定
1973 (昭 48) 1985 (昭 60)	「ワシントン条約」採択	「～よみがえれ岩倉の水辺～ 五条川レクリエーションゾーン整備計画」 策定
1987 (昭 62)	国連ブルントラント委員会「Sustainable Development (持続可能な開発)」	
1992 (平 4)	国連環境開発会議 (リオの地球サミット) 「気候変動枠組条約」採択 「生物多様性条約」採択	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の 保存に関する法律 (種の保存法)」制定
1993 (平 5)	「生物多様性条約」発効	「生物多様性条約」締結 「環境基本法」制定
1995 (平 7)		「～よみがえれ五条川の自然～ 五条川自然再生整備等基本計画 (五条川整備計画Part 2)」策定 「生物多様性国家戦略」策定 「愛知県環境基本条例」制定
1996 (平 8)		岩倉市自然生態園開園
2000 (平 12)	生物多様性条約のバイオセーフティに関 する「カルタヘナ議定書」採択 国連ミレニアム・サミット 「国連ミレニアム宣言」採択	
2001 (平 13)	MDGs (ミレニアム開発目標 Millennium Development Goals) 「国連ミレニアム宣 言」等の国際開発目標を統合 「ミレニアム生態系評価 (MA)」開始	
2002 (平 14)		「自然再生推進法」制定 「新・生物多様性国家戦略 (第2次)」 策定
2004 (平 16)		「特定外来生物による生態系等に係る被害 の防止に関する法律 (外来生物法)」制定
2005 (平 17)	愛・地球博「自然の叡智」 国連「ミレニアム生態系評価 (MA)」成果発表	
2007 (平 19)		「第3次生物多様性国家戦略」策定
2008 (平 20)		「生物多様性基本法」制定

年	国際動向	国内動向
2010 (平 22)	国連生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) 名古屋市で開催 「名古屋議定書」と「愛知目標」採択	「生物多様性国家戦略 2010」策定 「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 (生物多様性地域連携促進法)」制定
2012 (平 24)		「岩倉市環境基本条例」制定 「生物多様性国家戦略 2012-2020」策定
2013 (平 25)		「岩倉市環境基本計画」策定 環境都市宣言 「あいち生物多様性戦略 2020」策定
2014 (平 26)		「第 3 次計画 五条川自然再生整備等基本計画～活かし育もう五条川の魅力～」策定
2015 (平 27)	国連持続可能な開発サミット 「SDGs (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)」採択	
2018 (平 30)	国連生物多様性条約第 14 回締約国会議 (COP14) 「OECD」の定義が採択	「第 5 次環境基本計画」閣議決定 「地域循環共生圏」を提唱 「気候変動適応法」制定 「愛知県環境学習等行動計画 2030」策定
2019 (平 31・ 令元)	G20 で「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」採択	「自然環境保全法」改正
2020 (令 2)		「愛知県気候変動適応計画」策定
2021 (令 3)	G 7 で「ネイチャーポジティブ」、 「30by30」を約束 国連生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) 第一部「昆明宣言」採択	「第 5 次愛知県環境基本計画」策定 「あいち生物多様性戦略 2030」策定
2022 (令 4)	国連生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) 第二部「昆明・モントリオール目標」採択 23 項目の目標の一つに「30by30」	
2023 (令 5)		「第 2 次岩倉市環境基本計画」策定 「岩倉市生物多様性地域戦略」策定

## 2 本市の自然環境

### (1) 市街地と田園風景が共存する平坦でコンパクトなまち

本市は愛知県の西北部、名古屋市から北西 10 km圏の位置にあります。濃尾平野のほぼ中央部に位置しており標高は市の中心部で約 10m、標高差は4 mほどの平坦な地形です。県内でも人口密度が高い住宅都市である一方、市内中心を流れる五条川をはじめとして市街地における社寺林、市街地の周縁部に広がる農地などの身近な自然が広がり、市民のやすらぎの場として親しまれています。このため、大都市近郊にあって緑が決して多いとはいええないにもかかわらず、自然豊かなまちとしてのイメージ形成にもつながっています。

### (2) 陸域生態系

市街地の周縁部に広がる農地などに身近な自然があります。

田園集落の一角にある自然生態園は、東海地域でも先駆的なビオトープとして 1996 年（平成 8 年）に開園し、失われつつある自然環境を保全・復元し、身近な自然にふれあう場として、四季を通じて自然観察や環境教育活動が行われています。園内は、地域のお宮の森と一体となっており、とんぼ池と呼ばれる池や水路、湿地、林があり、昆虫や水生生物が生息して、生態系が保全されています。また、渡り鳥も多く立ち寄り、愛知県鳥獣保護区に指定されています。



▲岩倉市自然生態園

自然生態園を中心とした地域で、市民団体「岩倉ナチュラリストクラブ」によって、年間を通して生きもの生息調査が実施されています。開園当初から継続して行われており、毎年作成される調査結果は、自然生態園のワークハウスで見ることができます。また、最新の生きもの生息調査の結果を市のホームページで見ることができます。

#### 自然生態園 「令和3年度岩倉市自然生態園生きもの生息調査報告書」2022.3

（写真の生きものには、令和3年度に確認されていないものもあります）

#### ●昆虫

令和3年度は、陸生昆虫と水生昆虫をあわせて 344 種の昆虫が確認できました。トンボおよびチョウについては、出現状況の経年変化を記録しています（P83 図表 6-4-1、P84 図表 6-4-2 参照）。

令和3年度は、トンボは 16 種、チョウは 27 種確認できました。



▲チョウトンボ



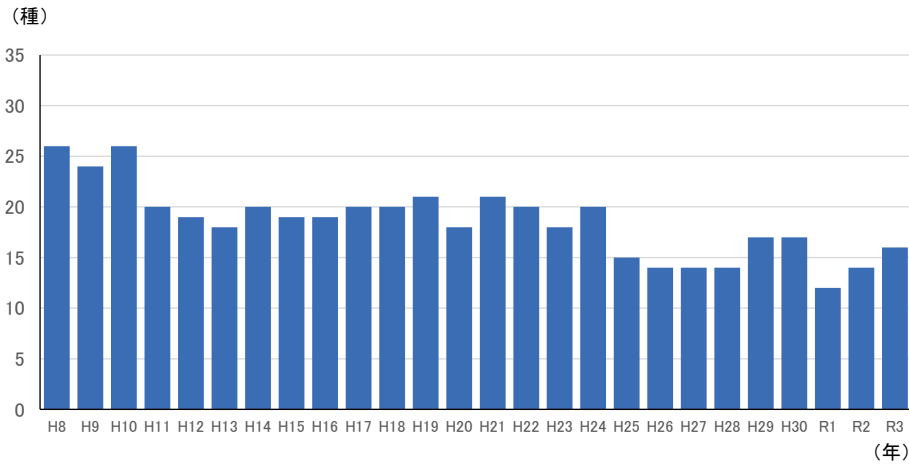
▲アオモンイトンボ



▲アキアカネ



図表 6-2-1 自然生態園で観察されたトンボの推移 (種数)



▲アオスジアゲハ

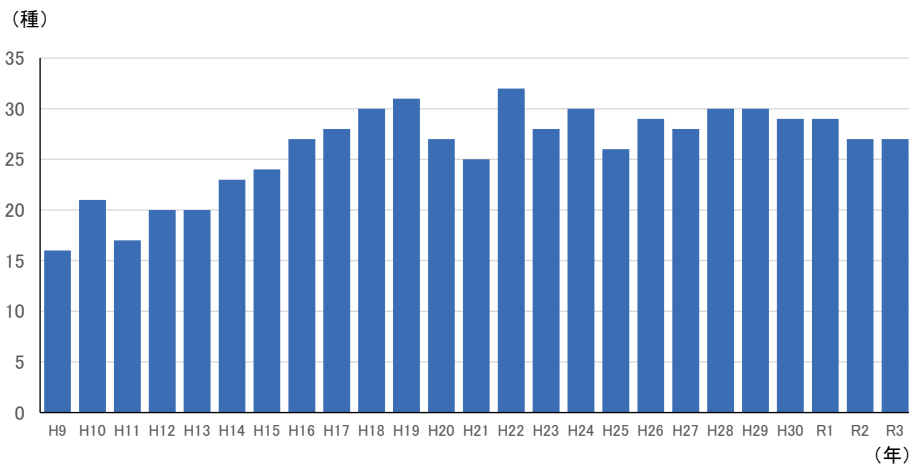


▲キアゲハ



▲ベニシジミ

図表 6-2-2 自然生態園で観察されたチョウの推移 (種数)



●爬虫類・両生類

令和3年度、爬虫類はヤモリ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、シマヘビ、外来生物のアカミミガメの6種、両生類は絶滅危惧種 of ナゴヤダルマガエル (国 I B類)・(県 II類)、準絶滅危惧種 of トノサマガエル (国：準)、ニホンアマガエル、ヌマガエル、の4種が確認されています。



▲左・中：ナゴヤダルマガエル  
右：トノサマガエル



▲シマヘビ

●ほ乳類

令和3年度は、絶滅危惧種のカヤネズミ（県Ⅱ類）、その他はアブラコウモリ、イタチ類、コウバモグラ、タヌキ、外来生物のヌートリアやアライグマが目撃、食痕などの痕跡で確認されています。



▲カヤネズミ

●鳥類

令和3年度は、絶滅危惧種のアカハラ（県ⅠA類）をはじめ、準絶滅危惧種のおオタカ（国：準）・（県：準）、ハイタカ（国：準）、コサメビタキ（県：準）の38種の鳥類が確認されています。



▲カワセミ



▲メジロ



▲オオタカ

●植物

自然生態園内の樹木は、開園時に岩倉市周辺でよく見られた樹木が植えられています。また、鳥類の種子散布（排泄）による実生で、種類が増えています。

令和3年度は、維管束植物（草本・木本）は306種、菌類（キノコ類）は60種が確認されています。



▲サネカズラ

(3) 河川生態系

市の中心部を北から南にかけて流れる五条川（市域南側で西へと周囲）、市の東端を北から南に流れ、岩倉南部中学校の北で合流する矢戸川と巾下川、そしてこの流れは岩倉南部中学校の南で五条川と合流します。五条川では、以前から五条川流域の小学校による水生生物調査や市民団体「岩倉の水辺を守る会」による魚類調査が行われており、生息する水生生物が確認されています。

五条川

●水質

五条川は公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を受けており、河川D類型（BOD 8mg/l 以下）の環境基準が適用されています。岩倉市の調査地点は待合橋で、水質の向上が見られ、平成29年3月31日にE類型からD類型に変更されています。

きれいな水にするためには、家庭から出る排水を下水道や合併処理浄化槽により適切に処理し、毎日の生活で油を流さない、シャンプーや洗剤などを使いすぎない、食品くずを流さないなどの工夫が必要です。



●水生生物

五条川には、コイ、ドジョウ、ギンブナ、ナマズ、ヨシノボリ、オイカワ、モクズガニ、絶滅危惧種のメダカ（国Ⅱ類）・（県Ⅱ類）、トンボのヤゴなどが生息しています。

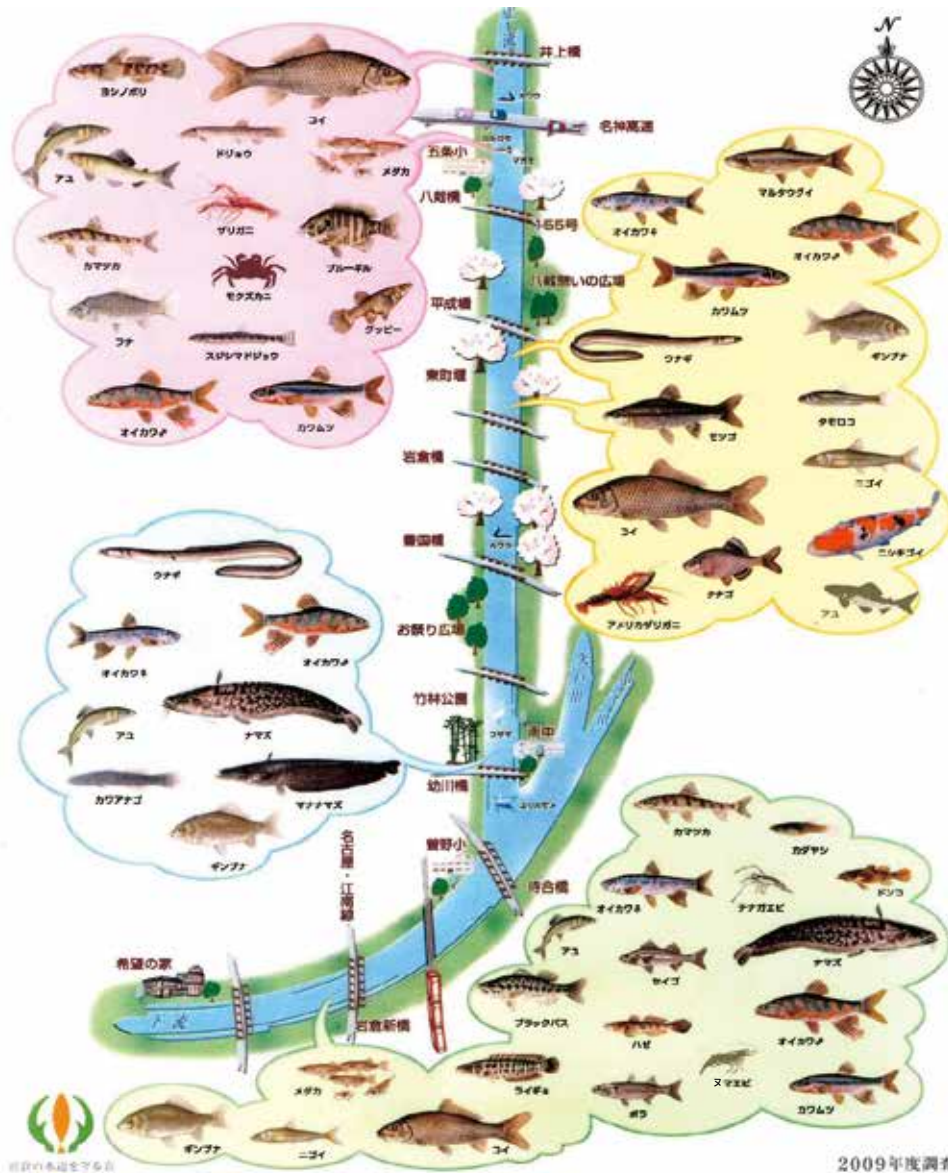
五条川小学校が令和元年5月17日に実施した水生生物調査（八剣中児童遊園付近）では、指標生物のうち、コオニヤンマのヤゴ、スジエビ、ヒラタドロムシ、ヤマトシジミ、タニシ、ヒル、ミズカマキリ、ミズムシ、指標生物以外ではモツゴ、モクズガニ、テナガエビが見つっています。

令和4年8月24日に実施した流域モニタリング調査では、指標生物は見つかりませんでした。チチブ、オイカワ、メダカ、ヌマエビが見つっています。



▲五条川小学校水生生物調査

図表 6-2-3 五条川魚類生息図（2009年度 岩倉の水辺を守る会）



※この五条川魚類生息図には、外来種の魚類も含まれています。五条川に生息する在来種や外来種を知り、生態系の保全について考えていくことが大切です。

#### (4) 外来種

外来種は、本来の生息地から、もともと生息していなかった地域に人為的に持ち込まれた生物のことです。反対に、もともとその地域に生息していた生物は在来種と呼ばれます。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」において、「外来生物」は国外由来の外来種を指します。

本来その場所にいなかった生きものが人為的に持ち込まれることで、もともとあった生態系に大きな影響を与えてしまうことがあります。

五条川で多く見られるアカミミガメは、以前はお祭りなどでミドリガメの名で売られており、自然生態園や田んぼで見られるアメリカザリガニは、食用として輸入されたウシガエル（こちらも外来種）の餌として日本に持ち込まれたものが全国に広がったといわれています。

アカミミガメは、天敵のいない日本で爆発的に増えて在来種のイシガメなどの生息を脅かしています。アメリカザリガニは、トンボのヤゴをはじめとする水生生物を減らす原因となっており、水田の畔に穴をあけるなど農業への影響も甚大です。

岩倉市では、他にもアライグマ、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）、ヌートリア、ハクビシン、台湾タケクマバチ、セアカゴケグモ、キマダラカメムシ、植物ではオオキンケイギク、オオカナダモ、キシヨウブ、セイタカアワダチソウ、トウネズミモチ等が確認されています。

国外からきた外来生物だけでなく、国内の他の地域から来た外来種（国内外来種）も、在来種の脅威となっています。例えば、絶滅危惧種のメダカは地域の固有種が各地で生息していますが、飼育していたメダカを放流することによる遺伝的かく乱が問題となっています。

広がってしまった外来種の生きものを完全に駆除することは非常に困難です。

・「入れない」 もともとその地域にいない生きものをむやみに入れない

・「捨てない」 飼っている動物や育てている植物を野外に捨てない

・「広げない」 野外にいる生きものを他の地域に広げない



▲オオキンケイギク



▲アメリカザリガニ



▲アカミミガメ



▲スクミリンゴガイ



▲ヌートリア



▲台湾タケクマバチ



### 3 岩倉市生物多様性地域戦略のめざすもの

#### (1) 目標

本市は、身近な自然を未来に残していくために、市民・事業者・学校・市などがそれぞれの特性を活かした生物多様性の保全のための役割を担い、SDGsを推進しつつ、気候変動などの自然環境に与える影響を軽減して、

## 身近な自然との共生

をめざし、目標とします。

成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値	指標の説明
五条川などの水辺に親しみを感じる市民の割合	73.5% (R2)	80.0%	市民アンケート：「とても感じている」+「感じている」
生物多様性の保全に関わっている事業所数	2箇所	50箇所	当該年の事業所数
生物多様性に関する環境学習や環境イベントの開催数	9回 (R1)	15回	当該年の実施数

#### (2) 計画期間と対象地域

2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）までを計画期間とします。

対象地域は岩倉市全域とします。なお、この取組による影響は広く市域を越えた範囲に及ぶため、国や県の生物多様性に関する施策を注視しながら推進していくこととします。



▲環境フェアの展示（岩倉ボランティアサークル 絵：樋口藍瑠氏）

## 4 戦略の目標達成に向けた取組

### (1) 基本方針

### 自然との共生と生物多様性の保全

### (2) 基本施策・単位施策

#### 基本施策1 生物多様性への理解促進

##### 【課題】

身近な自然に対する興味や関心はあっても、生物多様性についてはあまり周知されていないことから、理解を促進する取組が必要です。

##### 【単位施策】

##### ①市民や事業者等への周知・啓発

- \*生物多様性に関する認知度の向上
- \*市や市民団体が実施する環境イベントの周知・啓発

##### ②生物多様性に関する環境学習等の推進

- \*市民や事業者向け環境講座等の開催
- \*市職員向け研修・学習会の実施

#### 【取組紹介】生物多様性に関する講座の開催「身近なきせきの生きもの講座とフィールドワーク」

生物多様性の保全の大切さを伝えるための事業として、令和4年5月22日、国際生物多様性の日に講座とフィールドワークを行いました。

講座では、私たちが住んでいる地域が多く生きものが生息する、きせきの場所であることを知ることができました。自然生態園でのフィールドワークでは、園や周囲の環境が作りだす生態系や生きものの息づかいを感じることができました。



▲講座の様子



▲フィールドワークの様子

講師：尾張西部生態系ネットワーク協議会 会長 長谷川明子氏  
 協力：尾張西部生態系ネットワーク協議会 会員事業所 エスパックミック株式会社  
 大同大学、名古屋 ECO 動物海洋専門学校 学生

## 基本施策2 自然との共生

### 【課題】

五条川の自然やまちの緑など、心癒される環境は私たちの生活を豊かにしてくれます。こうした環境は、私たち自身が創造していくものです。

また近年では、プラスチックごみによる海洋汚染に伴う海鳥・海洋生態系への悪影響などが問題となっています。内陸部から河川を通して海に流れてしまうプラスチックごみを出さないため、そして身近な五条川がきれいになるよう、河川清掃を多くの人で取り組むことが重要です。

### 【単位施策】

#### ①五条川的环境整備と保全

- \*五条川自然再生整備等基本計画に基づく多自然川づくり
- \*五条川親水事業の推進
- \*五条川桜並木の保全
- \*五条川沿いの散策環境の充実
- \*河川清掃による水辺の美化と海ごみゼロウィークへの参加

#### ②緑の保全と創造【「環境負荷の少ないまちづくりの推進」の再掲】

- \*緑の基本計画に基づく緑地の整備
- \*農地の保全
- \*樹林・樹木の保全
- \*緑のカーテンの普及

### 【取組紹介】「活かし育もう五条川の魅力」

#### ～第3次計画五条川自然再生整備等基本計画と多自然川づくり～

岩倉市の計画に五条川自然再生整備等基本計画があります。現在の第3次計画の計画期間は、2014年度から2028年度の15年間です。

基本理念は、先人たちが創造し、育ててきた五条川の治水・利水・親水の機能の維持・向上と活用を図り、多様な生きものがすみことができる自然豊かな水辺環境を保全・創出していく、そして、このような水辺環境や美しい桜並木を素地として、人々の学習・交流・健康増進などの活動を拡大し、健康で明るい緑の文化都市、岩倉のシンボルとして、市民参加のもとで五条川の魅力や価値をより一層高めていくことです。

#### ～多自然川づくり～

この計画では、五条川を「多自然川づくり」により整備していくとしています。多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境および多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

身近な五条川で、生物多様性の保全がなされることが、岩倉市における大切な取組となっています。





**基本施策3 身近な地域での生物多様性の保全・創出**

**【課題】**

多様な生態系を保全していくため、引き続き市民団体の実施する生きもの生息調査によって、生態系の変化などを把握しながら、守るべき生態系を明確にしていく必要があります。

外来生物の侵入により、本来そこにあった生態系がくずれてしまうことが懸念されていることから、外来生物を駆除する取組を市と市民団体で進めています。在来種を守っていく取組も求められます。

市では、こうした取組を市民・事業者・学校・地域などが参画しやすいよう、機会を提供することが必要となっています。

**【単位施策】**

<b>①生きものの生息調査等の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 自然生態園や五条川、多自然調整池等における生きもの生息調査の実施</li> <li>* あいちの生物多様性モニタリングの実施</li> <li>* 流域モニタリング調査の実施</li> </ul>
<b>②在来種の保護と外来種対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 身近な場所での在来種の保護（いわくら生きものガーデン事業の推進など）</li> <li>* 外来種の対策・駆除</li> </ul>
<b>③自然生態園の適切な管理運営</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 園内の適正管理と生態系の保全</li> <li>* ワークハウス内の展示物や資料の充実</li> <li>* 自然生態園での行事の実施</li> </ul>
<b>④県や協議会との連携</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 県と連携した取組</li> <li>* 尾張西部生態系ネットワーク協議会と連携した広域的な取組</li> </ul>

**【取組紹介】 あいちの生物多様性モニタリング 指標種チェッカー**

地域の生物多様性の現状を自分たちの手で把握するため、そして今後の保全活動を決定する上での基礎資料を作るために必要なのが、生きもの調査です。

自然生態園では、「スマートフォンやタブレットを持って昆虫をゲットしよう！」を合言葉に、年間を通して「あいちの生物多様性モニタリング」を来園者の皆さんと一緒に実施する、「スマホで昆虫採集」の取組を実施しています。

愛知県のサイト「指標種チェッカー」に自分の見つけた生きもの写真や情報が記録されます。生きもの名前が分からないときは、ワークハウスにいる説明員に聞くことができます。

楽しみながら、生物多様性の保全に貢献でき、一人からでも取り組める「スマホで昆虫採集」。自然生態園だけでなく、愛知県中で実施することができます。



▲スマホで昆虫採集の様子

● みんなで調べよう！あいちの生物多様性モニタリングハンドブック



● 指標種チェッカー



● 岩倉市「スマホで昆虫採集」





## 【取組紹介】身近な場所での在来種の育成

## ①ミニビオトープづくり

自然生態園のイベントの「ミニビオトープづくり」は、小さな容器の中に底石、飼育水、水草（マツモ：在来種）、ヌマエビ、メダカを入れて、ミニビオトープを完成させます。それぞれにビオトープを形成する役割があり、生物多様性の大切さを知ってもらうというものです。

- ・メダカがエサを食べ、
- ・ふんをする
- ・食べ残しなどをヌマエビが食べ、バクテリアが分解、
- ・水草の肥料となる
- ・水草は光合成で酸素を出し、メダカが出す二酸化炭素を吸収する
- ・ミニビオトープは、自然界の生きものたちの美しい営みを再現した小さな世界！！

他にも PH 試験薬をつかった水質検査の実演をして、メダカにとって適正な水質を知り、生きもの  
の生息する水辺環境の保全の大切さを実感することができます。



▲ミニビオトープづくりの様子



▲自宅で育むミニビオトープ

## ②いわくら生きものガーデン事業

自宅の庭や公共施設、事業所の敷地内に植物を植えて、チョウや鳥などの生きものがやってくる空間を創造しようという取組です。在来植物であれば地域の生態系にもやさしく、昆虫たちが生息しやすい環境をつくりだすことができます。



チョウの蜜源植物や幼虫の食草、鳥が食べる実がなる樹木は、昆虫や鳥類の種類ごとに好きな草や樹木があり、どんな生きものが来るか想像しながら植える楽しみがあります。バタフライガーデンや鳥のさえずりが絶えない庭が実現するかもしれません。

【取組紹介】 広域的な取組「尾張西部生態系ネットワーク協議会」  
 ～サギやケリの舞う生命（いのち）豊かな尾張平野をめざして～

生物多様性は行政の区域だけでなく、広域的に取り組んでいくことが望めます。岩倉市は、近隣の自治体、事業所、NPO法人、市民団体とともに構成されている尾張西部生態系ネットワーク協議会の会員として活動しています。

生きものの生息・生育空間を適正に配置し、つながりを確保するという生態系ネットワークの形成を推進しています。

岩倉市では、令和4年5月22日、協議会の会員の事業所から、資料提供や人材派遣の協力を得て、自然生態園行事の「身近なきせきの生きもの講座とフィールドワーク」を開催しました。



▲ケリ



▲身近なきせきの生きもの講座とフィールドワーク

### (3) 生物多様性のためにできること

生態系の保全や希少種を守るなどことは、とても重要な取組ですが、身近な暮らしの中で取り組めることもたくさんあります。

庭や生け垣を緑化することで、生きものの生息できる場所ができます。在来種の植物であれば、生態系へのリスクを低減することにつながります。また、自然観察会に参加することで自然の楽しみ方、地域の特徴、生きものの生態やおもしろさなどを実感でき、生物多様性の理解を深めることができます。岩倉産の野菜を食べることで地域の農業を守ることができますし、生物多様性に配慮した商品やサービスを選択することで、生物多様性の一助となっている生産、流通、消費といった経済活動を支えることができます。また、地産地消と反する面があるものの、フェアトレード商品の購入は、遠くの国の農場や自然を守りつつ、生産現場の雇用を守ることでもできます。

さらに、生物多様性の保全に重要な課題として、「地球温暖化」、「プラスチックごみによる生態系への影響」があり、地球温暖化対策につながる「省エネ型家電製品への買い替えや節電」、「再生可能エネルギーの導入や電力の購入」、「エコドライブ」、「公共交通機関の優先的な利用」、プラスチックごみの削減につながる「マイバッグやマイボトルの活用」も、生物多様性のためにできることです。

生物多様性の保全には、市民・事業者・学校・地域・市などの各主体がそれぞれの役割を担って、できることから取り組んでいくことが大切です。

## ① 一人ひとりにできること

段階	取組内容（できること）
ステップ 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>★生物多様性について知ること。</li> <li>★外来種を入れない、捨てない、広げない、ペットも逃がさない。</li> <li>★自然生態園、その他の施設（動物園・水族館・植物園・環境学習施設など）を利用する。</li> <li>★自然豊かな場所に出かける。</li> <li>★在来植物で庭先や生け垣、ベランダ等を緑化する。</li> <li>★在来種の生きものを育てる。</li> <li>★旬の食材や地元産の野菜を購入し、消費する（地産地消）。</li> <li>★環境に配慮した商品やサービスを利用する。 （エコラベルがついた商品の購入など）</li> <li>★緑のカーテンを設置する。</li> <li>★省エネ型家電製品に買い替えて節電する。</li> <li>★再生可能エネルギー由来の電力を購入する。</li> <li>★マイバッグやマイボトルを活用する。</li> <li>★クールビズ・ウォームビズを実施する。</li> <li>★家庭内でクールシェア・ウォームシェアを実施する。</li> <li>★エコドライブを実施する。</li> <li>★公共交通機関を優先的に利用する。</li> </ul>
ステップ 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>★身近な自然に目を向ける。</li> <li>★あいち生物多様性サポーターズに登録する。</li> <li>★生物多様性関連のイベントや講座などに参加する。 （水辺まつり、自然生態園のイベントなど）</li> <li>★自然観察会に参加する。 （自然生態園の「夜の観察会」、「バードウォッチング」など）</li> <li>★河川清掃、海ごみゼロウィーク、新たなクリーンアッププロジェクトに参加する。</li> </ul>
ステップ 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>★自然生態園の生態系保全活動に参加する。 （とんぼ池のマコモ刈りなど）</li> <li>★その他の生物多様性の保全活動に参加する。</li> <li>★流域モニタリング調査（水生生物調査）に参加する。</li> <li>★「あいちの生物多様性モニタリング」で生きものを登録する。 （自然生態園や身近な場所で「スマホで昆虫採集」として実施）</li> <li>★太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを導入する。</li> <li>★愛知県産の木材を活用する。</li> <li>★次世代自動車を導入する。</li> </ul>
ステップ 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>★生物多様性の大切さを伝える。</li> <li>★自然と共生してきた伝統的な知識・文化を伝承する。</li> <li>★外来種の駆除活動に参加する。</li> <li>★希少種の保護活動に参加する。</li> </ul>



② 各主体にできること

主体	取組内容（できること）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>★CSR（企業の社会的責任）活動として、生物多様性の保全活動を実施する。</li> <li>★敷地内でのビオトープの創設や在来植物を植栽する。</li> <li>★緑のカーテンを設置する。</li> <li>★生物多様性に配慮した製品・サービスを提供する。</li> <li>★事業所内で生物多様性や地球温暖化に配慮した商品を利用する。</li> <li>★社員食堂で地元産の農水産物を利用する（地産地消）。</li> <li>★愛知県産の木材を使用する。</li> <li>★社屋に太陽光発電システムを導入する。</li> <li>★次世代自動車を導入する。</li> <li>★地球温暖化対策として社屋にZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を導入する。</li> <li>★従業員に対して生物多様性に関する学習や自然体験の機会を提供する。</li> <li>★地域の自然を地元の人とともに保全していく。</li> <li>★他の事業所と情報共有・協力して、生物多様性の保全や地球温暖化対策の推進に役立つ取組を実施する。</li> <li>★あいち生物多様性サポーターズに登録する。</li> <li>★あいち生物多様性企業認証制度の認証を取得する。</li> <li>★「生物多様性のための30by30アライアンス（環境省）」に参加する。</li> <li>★自らが生物多様性の保全を図っている場所について「自然共生サイト（環境省）」の認定を受ける。</li> <li>★環境マネジメントシステムの認証を取得する。</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>★生物多様性に関するイベントや事業を企画する。</li> <li>★生きものの生息・生育場所や希少種の保全、外来種の駆除などの活動を行うとともに、活動の輪を広げる。</li> <li>★自然のすばらしさや生物多様性の大切さを発信する。</li> <li>★活動の場におけるモニタリングの実施、生きものの生息状況の情報を積極的に収集する。</li> <li>★あいち生物多様性サポーターズに登録する。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>★生物多様性の保全の重要性や情報を広報いわくらや市ホームページなどで周知する。</li> <li>★生物多様性関連のイベントや講座などを実施する。</li> <li>★生物多様性の学びの拠点として、自然生態園の施設を充実させる。</li> <li>★五条川の自然環境を保全する。</li> <li>★市民の自宅や事業所の敷地、公共施設などの身近な場所で在来種を育てることを推進する。</li> <li>★公共施設に緑のカーテンを設置する。</li> <li>★外来生物の対策をする。</li> <li>★プラスチックごみの対策をする。</li> <li>★地球温暖化に対する緩和策と適応策を推進する。</li> <li>★生物多様性の保全に取り組める機会を創出する。</li> </ul>



図表 6-4-1 自然生態園で観察されたトンボの推移

No.	種名	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
1	ホソミイトンボ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	少	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	
2	キイトンボ	少	中	中	中	中	少	少	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3	アオモンイトンボ	中	少	中	中	中	中	中	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	
4	アジアイトンボ	多	多	多	中	中	中	少	少	少	少	少	中	中	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	
5	クロイトンボ	中	中	中	中	中	中	中	—	少	少	少	少	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	
6	セスジイトンボ	多	多	多	少	少	—	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	少	
7	*アオイトンボ	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	
8	アオイトンボ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
9	オオアオイトンボ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	少	—	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—	少	少
10	オツネイトンボ	少	—	—	—	—	—	—	少	—	—	少	—	—	少	少	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	少	少
11	ホソミオツネイトンボ	少	—	少	—	—	—	—	少	—	—	—	少	—	—	—	—	少	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—
12	ハグロトンボ	—	—	—	—	—	—	少	少	—	—	—	—	少	少	少	少	少	少	—	少	少	少	少	少	少	少	少
13	オナガサナエ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	オオサカサナエ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	コオニヤンマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	オニヤンマ	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	アオヤンマ	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	カトリヤンマ	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—	—	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	マダラヤンマ	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	マルタンヤンマ	少	少	少	少	少	—	—	—	少	—	—	少	—	—	少	—	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	クロスジギンヤンマ	中	中	少	—	少	—	—	—	少	少	少	少	少	少	少	—	少	少	少	少	少	少	少	—	—	—	少
22	ギンヤンマ	中	中	少	少	少	少	中	中	中	中	中	中	少	少	少	少	少	少	少	中	少	中	少	中	少	中	少
23	オオギンヤンマ	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	ヤブヤンマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	タカネトンボ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	トラフトンボ	—	少	少	少	少	—	—	—	少	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	オオヤマトンボ	少	少	—	—	少	少	少	—	—	—	—	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	ハラビロトンボ	—	少	少	—	—	少	少	少	少	少	少	—	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	シオカラトンボ	多	多	多	中	多	多	中	中	中	中	中	中	多	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
30	シオヤトンボ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	コフキトンボ	—	少	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	オオシオカラトンボ	—	—	—	—	—	—	少	—	—	少	少	少	少	少	少	少	少	—	少	少	少	少	少	少	—	—	—
33	ショウジョウトンボ	中	中	少	少	—	少	—	少	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	ミヤマアカネ	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	ナツアカネ	多	多	中	中	多	多	多	多	多	中	中	中	少	少	少	少	少	少	少	少	—	—	少	—	—	—	—
36	アキアカネ	多	多	中	中	多	多	多	中	少	少	中	中	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—
37	マユタテアカネ	中	少	少	—	—	—	少	—	少	少	—	少	—	少	少	少	少	少	—	少	少	少	—	少	—	少	—
38	マイコアカネ	中	中	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	リスアカネ	少	—	少	少	—	—	—	—	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	ノシメトンボ	多	多	少	少	少	中	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—	少	少	少	少	少	—	少	少	少	少	—
41	コノシメトンボ	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	ネキトンボ	—	—	—	—	—	—	—	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	コシアキトンボ	中	中	中	中	中	中	中	中	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少
44	ウスバキトンボ	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	中	中	中	中	中	少	中	中	中	中	中	中
45	チョウトンボ	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	少	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	観察種数	26	24	26	20	19	18	20	19	19	20	20	21	18	21	20	18	20	15	14	14	14	14	17	17	12	14	16

(注) 多、中、少は観察された数を相対的に表し、—は観察なし \*アオイトンボはオオアオイトンボの可能性がある。

図表 6-4-2 自然生態園で観察されたチョウの推移

No.	種名	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
1	ジャコウアゲハ	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	ナミアゲハ	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	キアゲハ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
4	クロアゲハ	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	ナガサキアゲハ	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	モンキアゲハ	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-
7	カラスアゲハ	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	オナガアゲハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
9	アオスジアゲハ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	キタキチョウ	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	モンキチョウ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	ツマキチョウ	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
13	モンシロチョウ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	ウラギンシジミ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	ウラナミアカシジミ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	ムラサキツバメ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
17	ムラサキシジミ	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○
18	ベニシジミ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	トラフシジミ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
20	ウラナミシジミ	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-	○	○	○
21	ヤマトシジミ	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	ルリシジミ	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-
23	ツバメシジミ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	テングチョウ	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	アサギマダラ	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
26	ツマグロヒョウモン	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	ミドリヒョウモン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
28	アサマイチモンジ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	コミスジ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
30	キタテハ	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
31	ヒオドシチョウ	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
32	ルリタテハ	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	アカタテハ	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○
34	ヒメアカタテハ	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
35	コムラサキ	-	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○
36	ゴマダラチョウ	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	サトキマダラヒカゲ	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	ヒメジャノメ	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	コジャノメ	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	クロノマチョウ	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
41	キマダラセセリ	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	チャバネセセリ	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○
43	イチモンジセセリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	クロヒカゲ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-
観察種数		16	21	17	20	20	23	24	27	28	30	31	27	25	32	28	30	26	29	28	30	30	29	29	27	27	

(注) -は観察なし

## 5 マルチパートナーシップ型事業

生物多様性保全の取組におけるマルチパートナーシップの象徴として、「第4章 施策の展開」の基本方針3で示した2つのマルチパートナーシップ型事業を実施します。

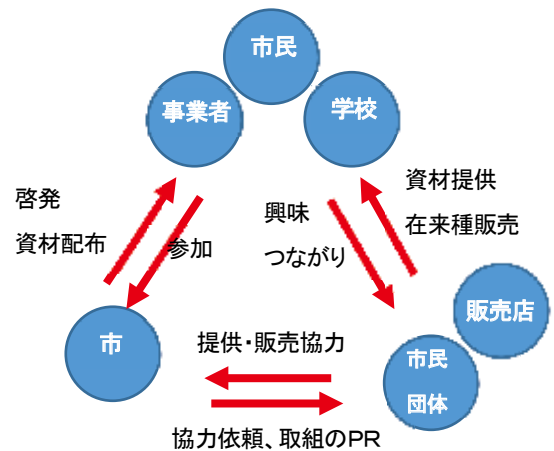
ここでは、各事業の概要や目的、マルチパートナーシップの観点について、想定される進め方とともにその試案を以下に示します。

### (試案) 生物多様性保全の目標を実現するための マルチパートナーシップ型事業推進プログラム

#### マルチパートナーシップ型事業 ①

#### 在来種を育てよう運動

身近な地域における生物多様性を保全していくため、各家庭や各事業所等で在来種の草花や樹木、生きものなどを育てていく運動を進めます。



#### 事業の概要・目的

- 各家庭や各事業所等で在来種を育てることで、岩倉市内に在来種が存在するスポットを広げていきます。
- 在来種を育てることで、「在来種」・「外来種」の概念を知り、「在来種」を守っていく機運を高めるための啓発活動として行います。

#### マルチパートナーシップの観点

- 市民や事業者、学校などの複数の主体に参加してもらいます。
- 市民団体が在来種の生きものを育成し、家庭や事業所等に提供できるしくみづくりをめざします。
- 市民や事業者、学校などが、提供を受けた在来種の動植物を各家庭や施設で育てます。
- 製造事業者などに呼びかけ、鉢やプランター、水槽の製造や提供を依頼します。
- 生花店やホームセンターに呼びかけ、「在来種コーナー」を設置してもらいます。
- 事業に関わった各主体の取組を広報いわくらや市ホームページでPRします。

## 【コラム】「在来種を育てよう運動」に関わる動向

## ①ネイチャー・ポジティブ (Nature Positive)

ネイチャー・ポジティブとは、生物多様性や自然の損失を食い止め、回復させ、豊かにすることを優先して事業活動などを進めていくことです。

2021年10月、国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明宣言」により、「少なくとも2030年までに生物多様性の損失を逆転させて回復させる」とされました。ネイチャー・ポジティブは、気候変動の「カーボンニュートラル」に相当する、生物多様性の国際的な目標となっています。

## ②人と自然の共生地域OECM

「OECM」は、Other Effective area-based Conservation Measures（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字で、この言葉は2010年、名古屋で開かれた国連生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で愛知目標を作り上げるときに生まれました。

OECMとは、国定公園や保護地域のような自然を守るための地域以外の生物多様性の保全に貢献している場所のことです。ネイチャー・ポジティブというゴールに向け、OECMを核に、2030年までに日本の陸と海のそれぞれ30%を人と自然の共生する地域にしていく、30 by 30（サーティ・バイ・サーティ）が次の生物多様性国家戦略の目玉の一つとなるとされています。

人の適切な営みによって、結果、自然が守られている場における河川、森林、農業、都市、企業所有の緑地を管理する関係者が、生物多様性の保全に関わる主体となるということです。

こうしたOECMの理念のもと、岩倉市でも身近な場所で在来種を育てていく運動を進めていきます。



（出典）環境省

## ③日本経済団体連合会（経団連）の取組

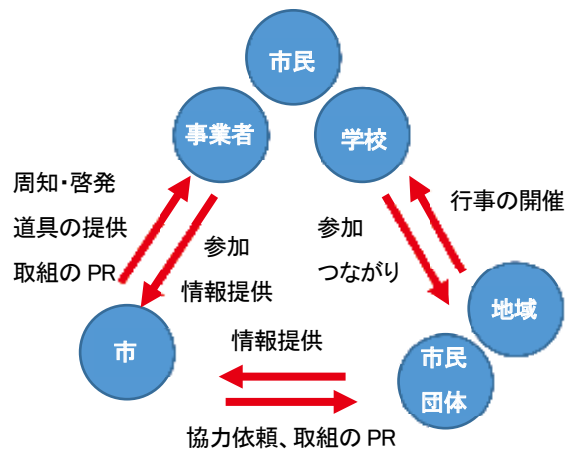
日本の経済を牽引している経団連では、「経団連生物多様性宣言」を公表しています。現在は、環境省とともに「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」を実施し、各企業がさまざまな生物多様性の保全につながる取組を行っています。

## （取組の例）

- ・地域の外来種の防除活動に協力する。
- ・工場の敷地内に地域の在来種の植栽を行う。
- ・社員食堂で魚などを継続的に活用し、水産物の持続可能な利用を促進する。
- ・レジ袋、ストローをバイオマスや生分解性素材に置き換えて、プラスチックを削減する。
- ・事業所の敷地内にビオトープなどをつくり、生きものとの共生をめざした環境づくりをする。
- ・事業所の敷地内のビオトープで、市民を対象にした自然観察会を行う。
- ・農場での化学肥料・農薬の量を削減し、生きものへの負荷を軽減する。
- ・工場から出る水を削減し、徹底的にきれいにして排水し、河川や海洋の生態系の保全に配慮する。

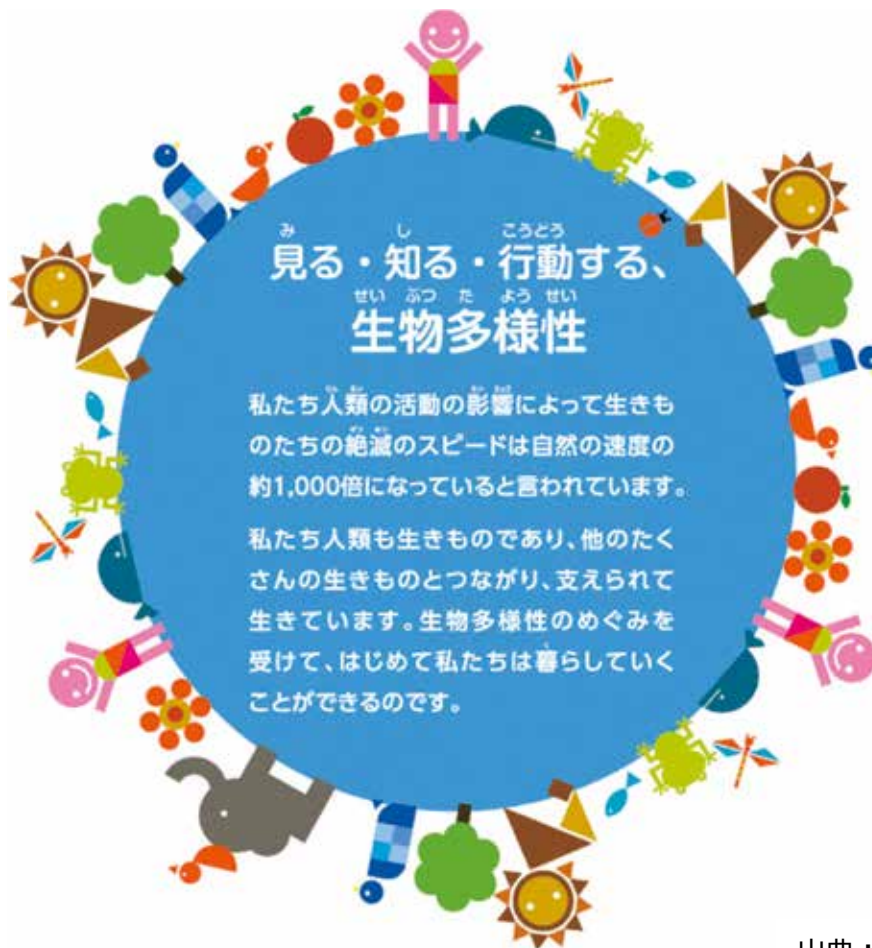


<b>マルチパートナーシップ型事業 ②</b>
<b>外来生物バスターズ</b>
市民や事業者など多様な主体の参画により、外来種の早期発見による生態系かく乱の未然防止や外来生物の駆除作戦を展開します。



<b>事業の概要・目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○さまざまな主体の参加によってオオキンケイギクやアカミミガメなどの外来生物を駆除し、本市の生態系を守ります。</li> <li>○「外来生物」について知り、実際に駆除することで生態系の保全について学んでもらう機会を創出します。</li> </ul>

<b>マルチパートナーシップの観点</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民や事業者、学校、地域、市民団体など多様な主体の参加を募ります。</li> <li>○外来生物の目撃情報や生息地域について情報を共有します。</li> <li>○市民団体「岩倉の水辺を守る会」が実施しているアカミミガメの駆除活動に、他の主体の参加を促します。</li> <li>○事業に関わった各主体の取組を広報いわくらや市ホームページでPRします。</li> </ul>



出典：環境省

【取組紹介】「外来生物バスターズ」に関わるこれまでの取組  
～アカミミガメバスターズとオオキンケイギクバスターズ～

①アカミミガメバスターズ

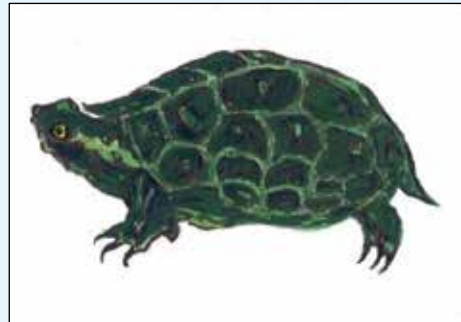
市と市民団体「岩倉の水辺を守る会」が協働で実施している五条川親水事業は、五条川に親んでもらえるよう、水辺まつりや親子魚釣り大会などを実施しています。こうしたイベント以外にも重要な事業が、カメの外来種調査と駆除「アカミミガメバスターズ」です。

毎年2回、五条川の各所に檻を設置。そこにかかった外来種であるアカミミガメは全体の約90%の割合で、在来種のイシガメなどの生息を脅かしていることが分かります。

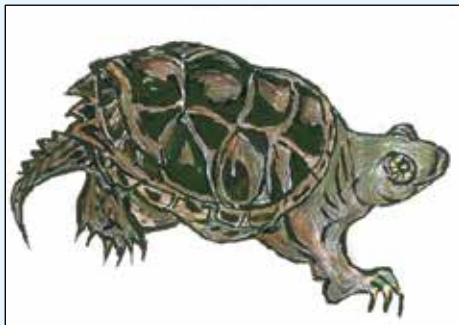
アカミミガメバスターズには、岩倉の水辺を守る会以外の団体からも参加があり、多くの人の関わりで実施されています。



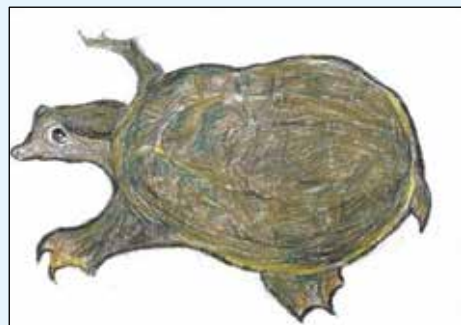
▲アカミミガメ



▲クサガメ



▲カミツキガメ



▲スッポン

②オオキンケイギクバスターズ

オオキンケイギクは北米原産の多年草で、強靱でよく生育することから、かつては工事の際の法面緑化に使用されたり、苗が販売されたりしていました。しかし、あまりに強く、一旦定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、平成18年に外来生物法に基づく特定外来生物に指定されました。

現在、アダプトプログラムに登録している事業所（ニワホーム（株）、デイサービスセンター・優悠の家の皆さん）が、普段清掃をしている周辺の地区のオオキンケイギクの駆除をしています。

オオキンケイギクは本市各地に生息しており、地域ぐるみの防除対策を積極的に推進する必要があるため、オオキンケイギクバスターズ事業として、個人・団体で展開していきます。

